

タブレット端末を家庭で利用する際のルール

保護者 様

那覇市立教育研究所
所長 宮里 寧
(公 印 省 略)

臨時休業等の緊急時にも学習機会を確保するため、自宅でも学習できるよう学習用タブレット端末等を貸与いたします。次のルールを各家庭でお守りいただきますようお願いいたします。

遵守事項

1. 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸してはいけません。
2. 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損してはいけません。
3. 貸与物品を利用し、他者の対し、被害や悪影響を与えてはいけません。
4. 貸与物品のセキュリティに係る情報を他者に漏らしてはいけません。
5. 貸与物品を学習活動以外に使用しません。
6. 貸与期間満了したときは、速やかに貸与物品を返却します。
7. 貸与物品を適正に管理し、紛失及び盗難に注意します。
8. 故意又は重大な過失により貸与物品を紛失、盗難及び破損させた場合はその弁償及び修理に係る費用を負担します。
9. 学校が定める規程等に反する行為を行いません。